

障がい者支援のカリスマに聞く 障がいのある方を 取り巻く現状

「障害者虐待防止法・障害者差別解消法」の施行前と施行後では環境の変化はありましたか？

この二つの法律は、虐待や差別をした人を「懲らしめる」のではなく、虐待や差別の「防止や解消」を目的としています。しかし、残念ながら、法律ができた後も、虐待や差別は起きている、まだ、市民全体に浸透しているとは言いがたい状況です。引き続き市民の皆さんにご理解いただける

よう、私たちがもつとPRしていかなければなりません。

―虐待や差別の現状は？

昨年7月に神奈川県相模原市の福祉施設内で知的障がいの方19人が、元職員に殺害されるという大変痛ましい事件が起きました。殺害は最たる虐待であり、差別です。人の命は障がいの有無にかかわらず、かけがえのないものです。それを軽んじる姿勢は断じて許されるものではありません。このような風潮があることに、私たちは危機感をもつて向きあう必要があります。

―虐待や差別の防止・解消に必要なことは？

まずは「思いやりのこころ」を持つて接することです。でも、これは障がいの有無にかかわらず、他者に対する接し方と同じですよ。私たちが誰かと接するとき、相手はどうしてほしいだろうか、自分がどう行動すればいいだろうか、と少なからず考えています。それを障がいのある方にも同じ思いで接してみてください。その中で、障がいのある方がいる場面で「虐待かな？」「差別かな？」と感じたときには、ぜひご相談ください。

―今後、権利擁護に必要な取り組みについて教えてください！

権利を英語で表記するとRIGHT(ライト)です。ライトは正しいと訳すこともできます。権利を主張することは、正しいことを主張することです。そして、困っているからこそ主張しています。わがままではありません。主張する人たちに、まずは「思いやりのこころ」を持つて接してみてください。新たなその人の姿が見えてくるはずですよ。



蒲郡市障がい者支援センター長 鈴木康仁

経歴

前職の社会福祉法人岩崎学園での障がいの就労支援や生活支援を行った実務経験を活かし、平成19年～蒲郡市障がい者支援センターのセンター長として勤務。また、愛知県相談支援専門員協会代表理事なども務め、障がい者支援の第一線で活躍中。



障がい者支援センターって こんなところ



主に、障がいのある方やその家族などの相談援助、日常生活の練習や創作的活動、福祉的就労の場の提供といった日中活動のサポートを行っています。また、市の基幹相談支援センターとして、相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある方も可能なかぎり普通の暮らしができるよう、地域の資源を十分に生かして暮らしを支えています。